

「ボランティア活動保険」に関するQ&A

〈加入手続きについて〉

- Q-1 補償期間について
- Q-2 加入申込書への加入者氏名の記入について
- Q-3 最寄りの社協について
- Q-4 保険料の返金について
- Q-5 複数グループ所属の場合の加入について
- Q-6 はんこを忘れた場合の手続きについて

〈ボランティア活動保険の加入対象になりますか?〉

- Q-7 NPO所属ボランティアの加入について
- Q-8 小、中学生の加入について
- Q-9 赤ちゃん連れのボランティア活動について
- Q-10 外国籍ボランティアの加入について
- Q-11 青年団の自主防災組織の加入について
- Q-12 放課後の地域有志による文化伝承活動について
- Q-13 市民後見人について
- Q-14 福祉委員の加入について
- Q-15 保護司の加入について
- Q-16 行政から委託された活動について
- Q-17 調理学校学生の調理ボランティア活動の加入について
- Q-18 学生の単位取得のためのボランティア活動について
- Q-19 ボランティア活動を始めたい人の勉強会について
- Q-20 動物の里親活動について
- Q-21 学校教育として行うボランティア活動の加入について
- Q-22 町内会の清掃活動、地域の見まわり活動について
- Q-23 地域の学校支援ボランティアについて

〈補償対象となる活動・補償範囲について〉

- Q-24 自治会の防犯ボランティア会議の補償について
- Q-25 父母会、先生による登下校の見守りについて
- Q-26 ボランティア活動を行う趣味の活動について
- Q-27 有償・無償の判断について
- Q-28 老人クラブの活動について
- Q-29 体験ボランティアについて
- Q-30 ボランティア活動の補償の範囲について
- Q-31 補償対象の「ケガ」について
- Q-32 福祉バザーでの食中毒の補償について
- Q-33 診断書料の費用負担について
- Q-34 障害者山登りガイドヘルプの補償について
- Q-35 専門職業人について
- Q-36 行事用保険加入者の補償について

- Q-37 一人で行う見まわり活動の補償について
- Q-38 休憩時間や昼食時間について
- Q-39 電動工具を使用する場合について

〈このような事故は補償されますか?〉

- Q-40 ワンワンパトロール中の事故補償について
- Q-41 転倒した人を助けた際のケガの補償について
- Q-42 配食ボランティア活動での食中毒の補償について
- Q-43 配食ボランティア活動での利用者へのケガの補償について
- Q-44 施設ボランティア活動での利用者へのケガの補償について
- Q-45 スポーツボランティア活動中、相手へのケガの補償について
- Q-46 ボランティア活動中のケガで病気になった時の補償について
- Q-47 はり治療の補償について
- Q-48 ボランティア活動中に借りたものをこわした時の補償について
- Q-49 ボランティア同士の賠償事故の補償について
- Q-50 賠償請求のない場合の補償について
- Q-51 スポーツ中のケガについて
- Q-52 自動車による事故での賠償補償について
- Q-53 借りたパソコンをこわした時の補償について
- Q-54 利用者宅の玄関窓をこわした時の補償について
- Q-55 公民館で靴を紛失した時の補償について
- Q-56 蜂に刺され、通院した時の補償について
- Q-57 預った財布を紛失した時の補償について
- Q-58 コンタクトレンズ紛失時の補償について
- Q-59 福祉バザーでの事故の補償について
- Q-60 熱射病の補償について
- Q-61 往復途上の事故の取扱いについて①
- Q-62 往復途上の事故の取扱いについて②

〈災害時のボランティア活動について〉

- Q-63 大規模災害時の「特例」について
- Q-64 ボランティア活動保険の「天災」の範囲について
- Q-65 災害ボランティア活動に適した加入プランについて
- Q-66 「天災・地震補償プラン」の加入対象者について
- Q-67 海外から来られた方の申込書記載方法について
- Q-68 避難支援活動や避難所の開設について

〈その他〉

- Q-69 転居地での事故の取扱いについて
- Q-70 保険証券の発行について
- Q-71 営利企業の社員が行うボランティア活動の取り扱いについて

加入手続きについて

Q1 ボランティア活動保険の補償期間を教えてください。また、中途加入した人の補償期間はどのようになりますか?

A1 ボランティア活動保険は毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時(24時)の1年間が補償期間となります。また、途中で加入された場合も3月31日で補償は終了しますので、翌年は4月1日からの更新手続きが必要となります。

Q2 グループでボランティア活動保険に加入する場合、「加入申込書」に加入者全員の氏名を記入しなければいけませんか?

A2 グループですでに作成済みの名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿のコピー(名簿の様式は問いません。)を添付して社会福祉協議会に提出すれば、「加入申込書」に加入者氏名を記入する必要はありません。なお、詳しくは、「1. 加入申込手続き」(12ページ)をご参照ください。

Q3 最寄りの社会福祉協議会で加入申込みをするようにパンフレットに記載されていますが、「最寄り」とは、居住地(現住所)、勤務先、活動場所のいずれでも構わないのですか?

A3 「最寄り」とは、居住地(現住所)を指していますが、勤務先や活動場所などの社会福祉協議会で会員登録などの受付が可能であれば、そこでも加入手続きは可能です。事前に該当の社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q4 保険料を誤って多く振込んでしまいました。返金してもらえますか?

A4 次の手続きにより返金できます。
返れい請求書(111ページ)を作成し、福祉保険サービス宛にFAX(03-3581-4763)してください。その際、保険料誤りの根拠となるもの(加入報告票および払込受領証のコピー)を添付してください。

Q5 複数のボランティアグループに所属してボランティア活動をしている場合、それぞれのグループで保険に加入しなければなりませんか? また、他県におけるボランティア活動であっても対象になりますか?

A5 複数のボランティアグループのうち、どこか1カ所で加入手続きをすることで問題ありません。社会福祉協議会に登録がある他のグループにおける活動についても補償されます。国内におけるボランティア活動であれば、いずれのグループでの活動であっても補償対象になります。

Q6 加入申込みの手続きに来ましたが、印鑑を忘れてしまいました。加入手続きは可能ですか?

A6 加入申込人が法人の場合は、法人印の押印が必ず必要になりますが、グループや個人の場合は、加入申込手続きに来た方個人の署名(フルネーム)で結構です。

ボランティア活動保険の加入対象になりますか？

Q7 NPO法人に所属するボランティアが行うボランティア活動は加入の対象となりますか？

A7 対象となります。
 全社協のボランティア活動保険では、NPO法人に所属するボランティアが行うボランティア活動にも対応できるよう、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に規定されている日本国内における活動を加入対象としています。
 ただし、対象となる活動は、「特定非営利活動促進法(NPO法)」第1章総則第2条(定義)第1項に規定する活動(同法の別表記載の活動)に限定されており、NPO法人の事業全体を対象としているものではありませんのでご注意ください。

Q8 親子でボランティア活動を行っていますが、小・中学生も加入できますか？

A8 小・中学生も、本人の意思でボランティア活動を行う場合は、加入できます。
 賠償事故で責任能力がないと認められても、監督義務者も被保険者となっているので補償の対象となります。
 (監督義務者を被保険者とする理由)
 近年、ボランティア活動が一般化し、小・中学生によるボランティア活動が活発化していますが、小・中学生による加害行為の場合、責任無能力^(※)を理由として加害行為者本人に責任が発生せず、監督義務者が損害賠償責任を負うことがあるため、監督義務者を被保険者としたものです。
 (※)責任無能力とは、事理弁識能力(自らの行為の結果、何らかの法律上の責任が生じることを認識する能力)を備えていないことをいい、判例、学説によれば、一般的には事理弁識能力は12歳から14歳程度で備わるとされています。ただし、備わる時期には個人差があり、また同一人であっても行為の態様によって異なります。

Q9 高齢者の心を和ませる活動として、赤ちゃん連れで老人ホームの慰問活動をしますが、赤ちゃんはボランティア活動保険の対象になりますか？

A9 この保険の対象になるのは自発性のある活動ですので、ボランティア活動保険の対象にはなりません。

Q10 日本国内でボランティア活動をする外国籍の方も加入できますか？

A10 加入申込人の条件(社会福祉協議会およびその構成員、会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体)を満たしていれば加入できます。ただし、以下の条件がありますので、ご注意ください。
 ・日本国内のボランティア活動のみが対象です。
 ・傷害補償については、日本における「医師法上の医師」の診断・治療を受けた場合のみが対象になります。
 ・本人と連絡が取れる日本国内の連絡先が必要です。
 (可能であれば、本国の居住地・連絡先もあわせてご提供ください。)

Q11 自治会、青年団などで組織する自主防災組織(初期消火活動または防火活動など)は加入対象になりますか？

A11 自治会、青年団などの中から自発的な意思により組織されたものであれば、加入対象になります。

Q12 町の小学校では総合学習の一環で、授業時間や放課後に地域の有志の方々に昔の遊びを教えてもらったりしています。学校管理下でのボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象にならないとされていますが、この地域の有志の方々はボランティア活動保険に加入することはできますか？

A12 加入することができます。
 学校管理下でのボランティア活動がボランティア活動保険の対象とならないのは、その活動をしている人が、学校の先生や生徒の場合です。今回の質問のように、学校外の人が行うボランティア活動は、たとえ学校の管理下であってもボランティア活動保険の対象になります。
 なお、福祉科目など学校の教育課程における授業で講義を行う場合であっても、学校と雇用関係がなく、自発的な意思によりボランティアとして行うものであれば対象になります。

Q13 市民後見人を行っています。ボランティア活動保険の対象に加入できますか？

A13 市民後見人は、財産管理を行うなど24時間がその活動時間となり、日常生活との区別が困難なため、ボランティア活動保険では加入の対象にしていません。

Q14 地域で見守り活動をしている福祉委員はボランティア活動保険に加入できますか？

A14 加入できます。ただし、賠償責任の補償は福祉委員の個人責任部分が対象となりますので、社協など委嘱元が負う使用者責任部分を補償するものではありません。

Q15 保護司をしています。ボランティア活動保険への加入はできますか？

A15 保護司活動など公務災害の対象となる活動は、民生委員・児童委員活動を除き、全社協のボランティア活動保険では対象外としています。また、専用の保険制度がある活動や日常生活との区別がつきにくい活動、社会教育を目的とするボランティア活動なども対象外としています。関係の各団体へお問い合わせください。
 (例)里親活動、ファミリーホーム活動、ホームステイの受け入れ活動、老人クラブ活動、自治会活動、ボーイ(ガール)スカウト活動、PTA活動 など
 ただし、保護司の有志が集まって清掃活動を行うなど、保護司活動としてではなく、自発的に行う他人や社会に貢献する活動は対象としています。
 また、更生保護会の活動など、公務災害に該当せず、かつ専用の保険制度もない活動については、社協活動と密接に関係があり、かつその活動を社協が推進している場合は対象となります。

Q16 行政から委嘱された活動は、ボランティア活動保険の加入対象になりますか？

A16 行政から委嘱された活動の場合、無償の活動である場合、または交通費や昼食代などの実費弁償の費用のみが支給されることが規定上、明確になっている場合は、対象としています。

Q17 調理専門学校がレストランで調理ボランティアをしています。ボランティア活動保険の対象になりますか？

A17 目的が「自分の調理知識、技術習得のための活動」であり、「他人や社会に貢献する活動」とは言い難いことから、対象になりません。

Q18 福祉学科の学生ですが、福祉施設でボランティア活動をすれば単位が取得できます。ボランティア活動保険に加入できますか？

A18 免許、資格、単位などの取得のために行うボランティア活動は、自発的な意思によるものとは言い難く、対象になりません。

Q19 ボランティア活動に興味があり、勉強会に参加したいと思います。ボランティア活動保険に加入できますか？

A19 加入できません。ボランティア活動保険で対象となる勉強会は、ボランティア活動を行うための準備として、ボランティア活動団体で計画されたスケジュールや内容に基づいて行われるものが対象です。
 ボランティア個人の判断によるスキルや知識習得は自己研鑽に該当し、ボランティア活動保険の対象となりません。

Q20 動物の里親活動をしています。加入の対象になりますか？

A20 社協が地域のために行う、もしくは支援する活動であれば加入対象となります。ただし、補償される活動範囲は、里親探しの活動、避妊・去勢手術の普及啓発のための企画・運営等であり、里親として自宅で動物の世話をしている間の事故は対象外となります。(動物を管理している施設内の事故については、状況により補償の対象となるか否かが異なりますので、保険会社にご相談ください。)

Q21 学校教育の一環として先生や生徒が行うボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象になりますか？

A21 学校が教育計画の一環として行う場合は、学校管理下の活動のため対象となりません。ボランティア活動保険の対象は、そのボランティア活動が「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償の活動」で、「学校管理下外の活動」です。学校の管理下とされる次のような場合は、対象となりません。

学校の管理下となる場合	例えば
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業中	・各教科(科目)・道徳の授業中、幼稚園での保育中 ・特別活動中(児童・生徒・学生会活動、学級会活動、ホームルーム、学級指導、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中	・部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
3. 休憩時間中	・始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路、方法による通学中	・登校(登園)中、下校(降園)中
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6. 学校の寄宿舎にあるとき	
7. 定時制、通信制の高等学校生徒が技能連携施設で教育を受けているとき	

Q22 町内会での清掃活動や地域の見まわり活動は、加入の対象になりますか？

A22 町内会活動とは別に、町内会の有志が行う清掃活動や見まわり活動は対象になります。ただし、町内会で当番制・輪番制などで清掃活動を行うことを決定しているような場合は、その活動自体は自発的な活動とは言い難く、町内会活動の一部と判断できるため、対象外となります。自治会やPTAも同じです。

Q23 地域の学校支援ボランティアとして、学習支援や部活動指導、校内環境整備や登下校安全確保などの活動をしています。ボランティア活動保険の対象になりますか？

A23 対象になります。また、自分の子どもが通う学校の支援であっても、目的が学校全体を支援するための活動であれば対象になります。ただし、部活動指導において、学生・生徒とともに競技を行っている際の事故は対象になりません。

補償対象となる活動・補償範囲について

Q24 自治会のボランティアグループで防犯活動をしています。防犯ボランティア会議は補償の対象になりますか？また、有志で青色防犯パトロール(青パト)をしています。補償の対象になりますか？

A24 ボランティアによる会議は対象になりますが、自治会の定例会議などにあわせて行う防犯ボランティア会議は、自治会の会議と区別できないところがあるため対象になりません。また、青色回転灯を装備した自動車による青色防犯パトロール活動(青パト)は、自主的な防犯活動であり補償の対象となります。

Q25 防犯活動の一環として子どもの登下校の見守りや公民館などでの子どもの相手をするボランティア活動は、責任者が学校の先生であったり父母会であったりする場合もありますが、対象になりますか？

A25 対象になります。活動責任者については、特に誰かは問いません。ただし学校の先生の場合、勤務時間中であれば対象になります。また、勤務時間外であっても、仕事の延長で行う活動は対象になりません。

Q26 ボランティア活動も行っている趣味のサークルです。練習中の事故は補償の対象になりますか？

A26 ボランティア活動のための練習か、趣味の活動としての練習か、市民祭りなど発表会で披露するための練習かの区別が困難であることから、練習中は対象外にしています。(ボランティア活動中のみを対象としています。)ただし、保険にご加入いただくときに、具体的なボランティア活動の内容と日時、ボランティア活動のための練習かについて、練習日時、内容、場所等が客観的な資料と活動計画により特定でき、かつその活動計画が合理的であると社協および保険会社が認めた場合のみ、練習中も対象にすることができます。

Q27 ボランティア活動でお土産(名産品)をもらいました。そのボランティア活動はボランティア活動保険の対象になりますか？また、ボランティア活動保険の対象としている無償の範囲と、対象にならない有償について、具体的に教えてください。

A27 名産品など換金性のないお土産をもらう活動は有償の活動には該当しないため、対象になります。なお、無償と有償の具体的な範囲は以下のとおりです。有償に該当するボランティア活動の場合は、団体やグループ単位で「福祉サービス総合補償」をご利用ください。

無償・有償の範囲(例)	
無償	● 昼食代やお弁当のみが支給される活動 ● 肩たたき券など換金性のないものをもらえる活動 ● 交通費、昼食代等の費用弁償のみが行われる活動 ● 謝礼としてお土産をもらった場合(名産品などのお土産が貰える活動。ただし、商品券など換金性のあるお土産は不可。) ● 収益が出る活動(空缶のリサイクル活動など)のうち、その収益が活動者個人に還元されないもの。(昼食などでの還元は可。)
有償	● 活動の報酬、対価として謝礼が支払われる活動(金額の大小は問いません。交通費としてなどと明確にされていなければ1円でも有償とみなします。) ● 物品を購入できる地域通貨が支給される活動 ● 商品券、クオカードが支給される活動

Q28 老人クラブで行う友愛訪問などの活動はボランティア活動保険の対象になりますか？

A28 老人クラブ内で会員同士が行う友愛訪問については対象になりません。また、老人クラブの事業(組織活動)も対象になりません。老人クラブの会員(有志)が自発的に行う友愛訪問等の場合は、事業には該当せず、ボランティア活動保険の補償対象となります。老人クラブの会員の活動のうち、ボランティア活動保険で対象となる活動は限定的となります。全国老人クラブ連合会が運営する「老人クラブ活動保険」および老人クラブのための賠償責任保険をご利用ください。

Q29 夏休みを利用して体験ボランティアに参加します。ボランティア活動保険の補償の対象になりますか？

A29 対象になりません。体験ボランティアは、他人のためという目的のほか、活動者自身の経験のためという目的が含まれると考えられるため、ボランティア活動保険の補償の対象にはしていません。ただし、ボランティア活動保険への加入要件(7ページ「4.対象となるボランティア活動」参照)を満たしており、かつ、社協が地域の福祉などのために支援を行う体験ボランティアであれば対象としています。

Q30 ボランティア活動中とは、どこからどこまでをいうのですか？深夜の活動や複数の拠点を移動しながら活動する場合は対象になりますか？

A30 ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居(住居以外の施設を起点とする場合、または住居以外の施設に帰る場合はその施設)を出発してから、住居に帰るまでの間をいいます。ボランティア活動以外の目的で行動した場合、または往復途上を外れた場合は、その時点でボランティア保険の補償は終了します。
※「住居」とは、戸建の場合は敷地内、マンションの場合は玄関内(専有部分)をいいます。
※活動終了後の打ち上げ、食事は補償対象となりません。活動に直接結びつく反省会は補償対象となります。

Q31 補償の対象となる「ケガ」とはどのようなものですか？

A31 急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。
 「急激」とは、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。
 「偶然」とは、原因または結果の発生を予測できない状態をいいます。
 「外来」とは、発生の原因が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあることをいいます。
 これらの要件を欠くケガとしては、「靴ずれ」「しもやけ」「長期間のストレスの蓄積による腰痛」などが挙げられ補償の対象となりません。

Q32 ボランティア活動保険加入者が、社協の福祉バザーで焼きそばを担当中、食中毒事故が発生しました。焼きそばは、ボランティア本人と社協職員が作ったものですが、補償はどうなりますか？

A32 ボランティアと社協の損害賠償責任の割合によって補償されます。

Q33 診断書料は保険で支払われますか？

A33 支払われません。
 ケガの程度を立証する費用であるため、加入者の負担となります。ただし、ケガの補償の場合、保険金請求額が10万円以内であれば、治療状況申告書で代用でき、診断書は必要ありません。

Q34 障害者の方のガイドヘルプをしていますが、障害者の希望により山の紅葉を見に行くことになりました。山登りのボランティア活動保険での補償はどうなっていますか？

A34 障害者のガイドヘルプとしての山登り、ハイキングなどはケガの補償、賠償責任の補償とも対象になります。ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山の場合、ケガの補償の対象にはなりません。(賠償責任の補償は対象になります。)

Q35 保険金をお支払いできない主な例の賠償責任の補償に関する事項(11ページ)に記載のある「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人が資格に基づいて行う施術」とは、具体的にどのようなものですか？

A35 医師、歯科医師以外で法律により医療行為が認められているこれらの資格保有者が、その資格に基づいて行った医療行為(関連・類似行為)については保険金をお支払いできないというものです。これらの資格保有者がその知識や経験を活用し、医療行為(関連・類似行為)以外の活動を行うことは問題ありません。
 なお、理容師、美容師、エステティック、介護福祉士などの資格に基づいて行う活動は「施術」にはあたりませんので本項目に該当しません。

Q36 障害者の方々との「紅葉を楽しむ会」を開催しましたが、急な坂道で障害者の方がつまづき、ボランティア本人も支えきれずに2人で転んでケガをしてしまいました。ボランティア活動保険とボランティア行事用保険に加入していますが、各保険の補償はどうなりますか？

A36 ①ケガの補償
 ・障害者のケガ……ボランティア行事用保険で補償されます。
 ・ボランティア本人のケガ……ボランティア活動保険とボランティア行事用保険で補償されます。
 ②賠償責任の補償
 障害者に対する賠償責任の補償は、主催者の責任が問われた場合、ボランティア行事用保険で補償されます。
 ※ボランティア個人の責任も問われる事故の場合には、責任割合に応じて補償されることになります。

Q37 地域の見回り活動を行っているボランティアグループのメンバーです。①活動にあたっては、一人体制で行い、活動報告書を提出することになっていますが、活動中と判断できますか？②活動時間の限定は必要ですか？

A37 防犯活動等の一環として地域を見守るボランティアは、以下条件にあてはまれば、ボランティア保険の対象となります。
 ・ボランティア活動団体で企画立案された活動であること
 事前に活動スケジュール(時間帯)が確認でき、活動記録を備え付けていること。
 ・腕章、ビブス等着用により第三者から活動中であることが認識でき、ボランティア活動と日常生活の区別が可能であること
 ※自転車カゴに「防犯パトロール中」のシートを付けるような、日常生活と一体化したものは対象となりません。

Q38 休憩時間や昼食時間にケガをした場合は、ボランティア活動保険の対象になりますか？

A38 指定された場所で食事や休憩を行うことは活動のために必要な行為であるため、ボランティア活動中と判断し、対象になります。ただし、ボランティア活動と関係がない、合理的ではないと判断される場合は、ボランティア活動中とは認められず、補償の対象外となります。

Q39 ボランティア活動保険とボランティア行事用保険で、電動工具を使用する場合に対象になる、ならないが異なっていると思いますが、詳しく教えてください。

A39 ボランティア活動保険で対象外になる主なものは、以下の通りです。
 ・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 など
 (対象になるもの(対象外と間違いやすいもの))
 ・チェーンソーを使用する街路樹剪定活動
 ・草刈機を使用する除草作業
 ・電動ノコギリを使用する森林ボランティア活動
 なお、ボランティア行事用保険では、電動工具を使用する行事は対象外になるため、上記すべてが対象外となります。

このような事故は補償されますか？

- Q40** 犬を随伴しての見回り活動(通称わんわんパトロール)は、補償の対象になりますか？
また、犬が誤って通行人などを噛んだ場合はどうなるのでしょうか？
- A40** 対象となります。ただし、犬の散歩が目的である場合などの活動については、ボランティア活動中なのかどうか客観的に区別・判断できないため対象になりません。
なお、活動内容(条件)が人と犬がセットで活動することになっている場合は、活動中に犬が起こした事故も賠償責任の補償の対象となります。ただし、犬のケガについては補償の対象となりません。
-
- Q41** 買い物中に前を歩いていた人が転倒したので、助け起こそうとした際に、自分も足をひねって捻挫してしまいました。
ボランティア活動保険で補償されますか？
- A41** 善意の行動ではありますが、ボランティア活動保険で対象としている「グループの会則に則り企画、立案された活動」「社協に届け出た活動」「社協から委嘱された活動」とは言えず、対象にはなりません。
-
- Q42** 配食・給食ボランティア活動で食事の提供を行い、食中毒が発生した場合、補償の対象になりますか？
- A42** 調理中、あるいは運搬中といったボランティア活動中に原因があった場合は補償の対象となります。
ただし、本人の責任や判断により時間をおいて食べたために起きた事故は食べた人の責任ですので、対象となりません。
-
- Q43** 社会福祉協議会の業務のお手伝い(配食サービスなど)をしているときに利用者にケガをさせてしまいました。
ボランティア活動保険で補償されますか？
- A43** ボランティア個人の行為に過失があった場合には、個人責任を問われる可能性がありこの場合にはボランティア活動保険で補償されません。
なお、一般的には使用者である社会福祉協議会が、利用者に対して損害賠償責任を負うこととなりますので、社会福祉協議会が契約している賠償責任保険(全社協の補償制度では「社協の保険」)で補償されることとなります。
-
- Q44** 社会福祉施設(デイサービスセンターなど)の業務のお手伝いをしているときに、利用者にケガをさせてしまいました。
ボランティア活動保険で補償されますか？
- A44** A-43と同じように、一般的には施設の責任となりますので、施設が加入している賠償責任保険(全社協の補償制度では「しせつの損害補償」)で補償されることとなりますが、個人責任を問われた場合には、ボランティア活動保険で補償されます。
-
- Q45** ボランティア活動の一環として行われたスポーツ指導中、相手にケガをさせた場合、補償の対象になりますか？
- A45** ボランティアの指導に過失があった場合は補償の対象となります。ただし、スポーツでは通常、程度の差こそあれ身体的な危険を伴うことが是認されており、定められたルールから著しく逸脱していない場合は、法律上の損害賠償責任が発生しないと考えられるため、補償の対象となりません。
-
- Q46** ケガが原因で病気になった場合は補償の対象になりますか？
- A46** 活動中のケガと直接因果関係のある病気については対象となります。例えば転んだ時のキズが原因で破傷風になった場合などは補償されます。

- Q47** 活動中ケガをしたボランティアがはり治療を受けた場合、補償の対象になりますか？

A47 対象となりません。
ただし「医師」の治療を受け、その上で「医師」が必要と認めた場合は対象となります。

- Q48** ボランティア活動中、社会福祉協議会より借りている物を誤ってこわしてしまった場合は補償の対象になりますか？

A48 賠償責任の補償の対象となります。修理費用もしくは時価のいずれか低い額が補償されます。

- Q49** ボランティア活動保険に加入しているボランティア同士の賠償事故は補償の対象になりますか？

A49 対象となります。
ただし、相手が 被保険者の配偶者
被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族^(※)
被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様
の場合は対象となりません。
(※)親族とは、6親等内の血族、配偶者、および3親等内の姻族をいいます。(民法725条)

- Q50** 実際に損害賠償請求されていなくても保険金は支払われますか？

A50 支払われません。法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金を支払います。

- Q51** 地域のゲートボール大会で参加者にお茶を配るボランティアをしていました。あるチームがメンバー不足で試合に参加できなくなってしまったので、そのチームのメンバーの一員として試合に参加しましたが、その試合中に転倒してケガをしてしまいました。
補償の対象になりますか？

A51 対象になりません。試合に参加することは、本人のレクリエーションであり、スポーツ競技や試合に参加している場合はボランティア活動にはあたりません。

- Q52** ボランティア活動に向かう途中、ボランティア自身が自動車を運転し、事故を起こしてしまった場合、ボランティア活動保険で補償の対象になりますか？

A52 ボランティア自身のケガは補償の対象となりますが、賠償責任やボランティア自身以外の方のケガは補償の対象になりません。(同乗者の方もボランティア活動保険に加入されていて、ボランティア活動に向かう途中であった場合は、同乗者のケガは同乗者が加入するボランティア活動保険で補償の対象となります。)
ボランティア活動保険では、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任の補償、自動車の修理代などは対象になりません。(別途ご加入されている自賠責保険および自動車保険でのお支払いとなります。)

- Q53** お年寄りにパソコン教室を無料で開講しているボランティアグループですが、パソコンを町から借りて運営しています。
パソコンをこわしたりデータを消してしまった場合、ボランティア活動保険で補償してもらえるでしょうか？

A53 ①ボランティアの不注意によりパソコンをこわしてしまった場合には、その人のボランティア活動保険の賠償責任の補償対象となります。
運営方法やパソコンの設置ミスによりパソコンがこわれた場合は、グループ全体の責任となりますので全員のボランティア活動保険で補償されます。したがって、グループ全員がボランティア活動保険に加入する必要があります。
②パソコンの損壊と共にパソコンに組み込まれている市販ソフトが使用できなくなった場合のソフトの再取得費用は補償の対象となりますが、操作ミスによってデータを消してしまった場合の損害賠償は、補償の対象にはなりません。
※第三者の財物をこわした場合の賠償責任の補償のお支払い金額は、修理費用もしくは時価のいずれか低い額が限度となります。

Q54 移送サービスのボランティア活動で、Xさんを自宅で車いすに乗せる準備中、誤って車いすを玄関の窓ガラスにぶつけ、Xさんの車いすも窓ガラスもこわしてしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A54 補償されます。
車いすも窓ガラスも修理費が補償されます。
もし、車いすが全損の場合には、その車いすの時価(新品価格ではありません。)*が補償されます。

Q55 ボランティアのAさんは、育児ボランティア活動をしています。公民館でのボランティア活動後、自分の靴と参加者の靴が数足見当たりません。ボランティア活動保険で補償されますか？

A55 Aさんの靴は補償されません。参加者の靴については、出入り自由の施設などでは一般的に主催者の管理責任が問われることにはなりません。事故状況によりますので速やかに加入受付社協に事故報告をしてください。

Q56 ボランティアのBさんは、地域の子どものキャンプに付き添った際、大きなハチに刺され、帰宅後ひどく化膿し通院しています。ボランティア活動保険の補償の対象になりますか？

A56 後日化膿した場合でも、その原因がボランティア活動中にハチに刺されたものであれば対象となります。
ただし、単に蚊に刺されてかゆいだけなど、医師の治療を要さない虫さされはケガとはいえず、対象になりません。

Q57 障害者のガイドヘルプ活動中、預かっていた財布(現金1万円入)を落としたことに気づき、すぐに交番に届けましたが、ボランティア活動保険で補償されますか？

A57 現金1万円と財布の時価が補償されます。(警察への届け出が必要です。)
なお、盗難の場合も同様です。

Q58 キャンプでのボランティア活動中、川で滑ってコンタクトレンズを流してしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A58 ボランティア個人の所有物は、ボランティア活動保険の補償の対象ではありません。転倒して眼鏡や携帯電話をこわしてしまった場合なども同様です。

Q59 社会福祉協議会主催の福祉バザーで、ボランティアが誤って隣にいたボランティアの足に熱湯をかけてヤケドをさせてしまいました。ボランティア活動保険とボランティア行事用保険の各保険の補償はどうなりますか？

A59 ①ケガの補償
ヤケドをした本人が加入しているボランティア活動保険と社協が加入しているボランティア行事用保険の両方から補償されます。
②賠償責任の補償
この場合の事故状況ですと熱湯をかけたボランティア個人の責任と考えられますので、加入しているボランティア活動保険で補償されます。(Q-43参照)

Q60 ボランティア活動中に熱射病になった場合は補償されるのでしょうか？

A60 熱中症(日射病・熱射病)により身体に障害を被った場合は、補償されます。

Q61 ボランティア活動終了後、帰宅前に買い物のためにスーパーに向かっている途中、転んでケガをしました。この場合、往復途上として補償されるのでしょうか？

A61 補償されません。
ボランティア活動と別の目的をもって行動を開始した時点で補償は終了します。買い物を終え、ボランティア活動場所と自宅間の通常の往復経路に戻った場合でも、一旦別の目的のために行動をしているため、対象にはなりません。
なお、活動時や帰宅途中に飲むお茶を購入するためにコンビニエンスストアに寄ったなど、行動の目的そのものが活動のため、帰宅のためから逸れていない場合は、寄り道をして往復途上の対象になると判断しています。

Q62 ボランティア活動に行こうとして自宅の庭で転んでケガをしました。この場合、往復途上として補償されるのでしょうか？

A62 補償されません。
往復途上の補償は、自宅の敷地を出てから自宅の敷地に戻るまでとなります。

災害時のボランティア活動について

Q63 大規模災害時の「特例」対応について教えてください。

A63 全社協のボランティア活動保険では、風水害や、地震、噴火、津波などの大規模な災害の対応として、被災地社協に災害ボランティアセンターが設置された場合、全社協では道県・指定都市社協からの連絡に基づき、「大規模災害特例」の措置を適用します。
特例措置が適用された場合は、翌日午前0時からではなく、加入手続き完了後ただちに補償開始となるため、次のいずれかの加入手続きにより迅速な補償がされることとなります。
①災害支援活動へ向かう前に居住地の最寄りの社協で加入手続きを行った場合、活動場所(被災地)への往復途上も補償されます。
②被災地の災害対策本部もしくは社協で加入手続きを行った場合、手続き後ただちに補償されます。
なお、被災地ではない社協が会員から災害ボランティアの加入申し込みを受けた場合は、必ず事前に被災地でのボランティア受け入れがあるか否かについて、被災地の所在する都道府県・市区町村の社協にお問い合わせいただくか、全社協の「被災地支援・災害ボランティア情報」ホームページ(<https://www.saigaivc.com/>)でご確認ください。
ボランティア活動保険に未加入のボランティアは、できるだけ居住地の社協、またはWEB(特例で開設)から加入のうえ、被災地のボランティアセンターへ向かうようご案内ください。なお、災害ボランティア活動は、被災地の社会福祉協議会またはボランティアセンターでの登録が必要です。
※大規模災害時の「特例」措置を受けた災害に限り、WEBからも加入手続きを可能とする場合があります。(全社協ホームページから)

Q64 ボランティア活動保険でいう「天災」とはどのような災害のことですか？

A64 保険約款上、天災とは「地震、噴火、津波」をさします。台風や大雨、竜巻などの風水害は天災には含まれず、「基本プラン」でも補償されません。
地震、噴火、津波に起因するケガをカバーするための「天災危険担保特約」を付加したものが「天災・地震補償プラン」および「特定感染症重点プラン」です。

Q65 ふだんは地域でのボランティア活動が中心ですが、災害時は被災地でもボランティア活動を行いたいと考えています。どちらのプランに加入したらよいでしょうか？

A65 「基本プラン」は地震、噴火、津波に起因するケガは補償対象となりません。例えば、「基本プラン」に加入していても地震の被災地で活動する際、余震に備えるためには、あらかじめ「天災・地震補償プラン」もしくは「特定感染症重点プラン」に加入しなければ補償対象となりません。
近年大規模災害が増えているなか、さまざまな災害が重なることも想定することが必要です。災害ボランティア活動を考えている場合には、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入することをおすすめします。
※災害ボランティア活動の場合は、被災地の災害ボランティアセンターから委嘱された活動であることが必要です。

Q66 地域でのボランティア活動だけの場合は、「天災・地震補償プラン」に加入できないのでしょうか。

A66 加入できます。被災地での活動に限らず、地域での活動においても天災への備えとして「天災・地震補償プラン」に加入いただければ、より安心して活動にご参加いただけます。

Q67 被災地での活動を行うため、海外から来られたボランティアの方の保険加入申込書記載方法について教えてください。

A67 住所や連絡先は、連絡を取ることができるところを記載してもらってください。なお、日本滞在中キャンプなどで宿泊先を転々とされる場合は、住所は主な滞在場所を記入してもらってください。ただし、その場合でも携帯電話など必ず連絡が取れる方法をご確認ください。また、あわせて帰国後の連絡先も記入してもらってください。

Q68 災害時の避難を支援する活動や避難所の開設への協力は対象となりますか？

A68 災害時の避難を支援する活動は、ボランティア活動ではなく、人命救助活動に該当すると考えられます。また、活動の開始や終了について明確な区別がつかないことから、活動中であることの証明が困難であることから対象外となります。また、避難所の開設への協力は行政等の指示に基づいて行うものであり自発的な活動ではないと考えられ、対象となりません。

その他

Q69 転居地(または他県)で活動中に事故が発生した場合、ボランティアはどこに事故報告をしたらよいのでしょうか？

A69 加入受付社協に連絡をしてください。その連絡を受けた社協は、ただちに都道府県別の損保ジャパンの事故担当の保険金サービス課に事故報告書を送付してください。

Q70 加入者個人に保険証券は発行されないのですか？

A70 保険証券は、損保ジャパンより契約者である全社協に発行され、加入者個人には発行されません。加入申込書2枚目が加入者控となり加入証を兼ねていますので、補償期間が終了するまで大切に保管してください。

Q71 営利企業の社員が行うボランティア活動の取り扱いについて教えてください。

A71 営利企業(株式会社・有限会社・合同会社・合資会社・合名会社等)が社員のボランティア活動を支援・推奨する場合(ボランティア休暇制度や保険料補助など)において、社員の自由意思に委ねる活動であれば対象となり、営利企業名での加入申込みが可能です。ただし、企業の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動は、対象外となりますので、ご注意ください。